

大宜味村夏まつり出店規約

- 1、 出店資格は、村内に住所を有し、村内を拠点として活動している団体及び事業所とする。
ただし、当初の募集期間中に応募数が定数を満たさない場合は、前項の出店資格要件を撤廃し、活動の拠点を村内外問わず出店者の募集期間を延長することができる。
- 2、 出店料 村内：2万円 村外：4万円（テント 3.6m×7.2m、水道、電気代込み）
※出店料はテナント会議の際に納入すること。
- 3、 商品の価格、品目は明確に表示すること。（※ビン類の販売やアルミホイルの使用は不可。）
- 4、 保健所の臨時営業許可証を、テナントの見える箇所に掲示すること。
- 5、 まつり出店時間中、責任者は常駐すること。
- 6、 名義貸しは禁止します。
- 7、 火気類を扱うテナント出店者は消防の指示に従い、消火器やガス設備を設置・管理すること。
- 8、 営業開始はまつりプログラム開始の1時間前からとし、営業最終時刻は原則として両日ともに21時15分までとします。
- 9、 まつり初日（土曜日）の営業開始前にテナント当日会議を行いますので、必ず出席すること。
- 10、 事故やトラブルが発生した場合には速やかに商工会担当者までご連絡下さい。
- 11、 未成年者へのアルコール類の販売は絶対にしないこと。また、児童・生徒に販売させてもいけません。
- 12、 商品の搬入は、舞台プログラム開始1時間前までに完了しておくこと。
- 13、 当日の漁港駐車場へのテナント出店者車両の駐車については、駐車許可証のある車両のみとし、それ以外の車両は結の浜臨時駐車場へ駐車すること。（駐車許可証は各テナント1枚のみの配布とします。）
- 14、 商品の管理については各テナントで責任をもつこと。
- 15、 極力節電、節水に努めることとし、生ゴミ等の垂れ流しはしないこと。（排水溝のつまり、悪臭の原因となるため。）
- 16、 店舗周辺は各自責任をもって清掃し、ゴミについては営業終了後に収集分別し、テナントの前に集めて下さい。（5分別・もえるゴミ・ビン・缶・ペットボトル・その他燃えないゴミ）
なお、燃えないゴミに分類される容器については水洗い処理して下さい。
- 17、 各テナントよりゴミ分別責任者を1人選出し、分別終了後商工会担当者よりゴミの分別チェックを受け、所定の収集場所に持っていくこと。
- 18、 各自のテナント以外での商品の販売は禁止します。
- 19、 その他、出店に関することについては、実行委員会の指示に従うこと。
- 20、 前項の条件に違反していると認められたときは、出店をただちに取消すものとする。尚、出店料については返還しない。
- 21、 食券の換金は翌々日から2週間以内に事務局（企画観光課内）で換金すること。それ以降については認めません。

注意事項 ・食品を扱う場合には保健所の臨時営業許可証が必要です。許可証のない方は早めに保健所に申請手続きを済ませて下さい。許可証のない方の出店は一切認めません。
・泡盛はやんばる酒造の酒だけにすること。
・正当な理由がなく、テナント会議に出席のない場合は出店申し込みを取り消す場合があります。

テナント会議日時：令和7年7月16日（水）18時から 場所：大宜味村役場会議室①（2階）